

第7回はばたき募集要領

地域資源活用商品創出支援助成金

募集期間 平成23年4月8日(金)～5月9日(月)

財団法人 大分県産業創造機構

この助成金は、県内中小企業等の収益を拡大し、県内経済を活性化することを目的とし、中小企業等が行う地域資源を活用した新商品の創出・販路拡大等への支援を行うものです。

1 助成対象者

助成対象者は次のいずれかに該当する事業者です。

① 大分県内で主たる事業を営む中小企業者

中小企業地域資源活用促進法に基づき、下記の事業者を中小企業者と定めています。

a. 資本金、常時雇用する従業員数が下表の要件を満たす会社及び個人

業種分類	要件
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
ゴム製品製造業	資本金3億円以下又は従業員数900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員数200人以下

b. 企業組合

c. 協業組合

d. 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

e. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

f. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

g. 森林組合及び森林組合連合会

h. 商工組合及び商工組合連合会

i. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

j. 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(資本金及び従業員数による制限がありますので、詳細はお問い合わせください。)

k. 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会

(資本金及び従業員数による制限がありますので、詳細はお問い合わせください。)

l. 鉱工業技術研究組合

(ただし、構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限る。)

② 大分県内で創業を希望する者

③ 大分県内に事業所を有する有限責任事業組合、特定非営利活動法人

④ ①～③に該当する中小企業者が中心となって県内外企業等と組成されるグループ、大学・試験研究機関等と共同で組成される産学官連携グループ

- ⑤ ①～④の中小企業者等に対する支援を行う県内の特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会等（⑤に当てはまる団体は「支援機関」と呼びます。）

2 助成対象事業

助成対象事業は、中小企業等が行う事業で次の2つの要件を満たす事業が助成対象です。

- ① 地域資源（「9 活用可能な地域資源」6ページ以降参照）を活用した研究開発、商品開発、販路開拓等を行うこと
- ② 事業を実施することで将来的に県内外、海外などへの販路拡大が見込まれること

3 募集内容

募集は産学官共同研究開発、企業単独商品開発及び企業連携商品開発の3つの区分で行います。予算総額は3,000万円です。

① 産学官共同研究開発枠について

中小企業者等が地域資源活用商品の開発に先立ち、大学・試験研究機関等の協力を得て行う実用化共同研究開発事業に要する経費の一部を助成します。

その中でも特に新規性・成長性が高く、将来の県産業の核となる可能性の高い研究開発を戦略商品・コア技術型、将来新たな市場や雇用を創出し、県経済を活性化させる可能性のある研究開発を新市場・雇用創出型とします。（単なる特許の使用許諾、委託試験等については連携と見なされません。）

助成率等

タイプ	助成率	助成限度額	事業期間
通常型	2/3以内	10,000千円 (1年目:6,000千円) (2年目:4,000千円)	2年以内
新市場・ 雇用創出型	4/5以内	10,000千円 (1年目:6,000千円) (2年目:4,000千円)	2年以内
戦略商品・ コア技術型	10/10以内	15,000千円 (1年目:10,000千円) (2年目:5,000千円)	2年以内

(注) 事業期間は、交付決定の日から2年以内です。

② 企業単独商品開発枠について

製品等の新商品試作、開発及び市場調査、展示会出展によるテストマーケティング等に要する経費の一部を助成します。

その中でも特に将来新たな市場や県内の雇用を創出し、県経済を活性化させる可能性のあるものを新市場・雇用創出型とします。

助成率等

タイプ	助成率	助成限度額	事業期間
通常型	1/2以内	5,000千円 (1年目：3,000千円) (2年目：2,000千円)	2年以内
新市場・ 雇用創出型	2/3以内	7,500千円 (1年目：5,000千円) (2年目：2,500千円)	2年以内

(注) 事業期間は、交付決定の日から2年以内です。

③ 企業連携商品開発枠について

中小企業者等が地域資源を活用し、3者以上が連携して行う製品等の新商品試作、開発及び市場調査、展示会出展によるテストマーケティング等に要する経費の一部を助成します。

3者以上が連携した新商品開発により、将来新たな市場を創出し、県経済を活性化させる可能性の高い新市場創出型、連携体に小規模企業者（従業員が製造業で20人以下、商業・サービス業で5人以下）を3者以上含み、将来的な雇用の創出等地域貢献度の高い地域貢献・雇用創出型、商工団体等の支援機関が核となり地域の連携体制をコーディネートして行う支援機関コーディネート型とします。

助成率等

タイプ	助成率	助成限度額	事業期間
新市場創出型	2/3以内	7,500千円 (1年目：5,000千円) (2年目：2,500千円)	2年以内
地域貢献・雇用 創出型	4/5以内	6,000千円 (1年目：4,000千円) (2年目：2,000千円)	2年以内
支援機関 コーディネート型	10/10以内	10,000千円 (1年目：6,000千円) (2年目：4,000千円)	2年以内

(注) 事業期間は、交付決定の日から2年以内です。

4 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりです。

なお、助成金支払前に確定検査を行い、証拠書類により確認できる経費のみが支払対象となります。また、交付決定前の経費については対象となりません。

経費区分		内 容
(1)謝金		委員謝金、専門家謝金
(2)旅費		委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費等
(3)庁費		会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費 消耗品費
(4)会場借上料 ※企業単独・連携商品開発 ・企業連携商品開発枠の み		展示会出展ブース代、会場附帯設備レンタル料 ブース装飾材料費等
(5)原材料費		研究開発に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材の 購入に要する経費
(6)構築物費 ※産学官連携商品開発枠 のみ		構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に 要する費用
(7)機械装置・工具器具費		研究用機械装置(自社により機械装置を製作する場合の部品を含 む)又は研究開発に必要な機械装置を製作するための工具・器具 の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
(8) 外注費	加工費	原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費
	調査研究費	市場調査・分析費等
	技術指導等受入 費	技術指導、マーケティング戦略立案指導等に係るコンサルタント 雇用料
	デザイン料	新商品のパッケージデザイン制作費等
(9)雑役務費		事業補助者賃金、交通費等
(10)その他		上記に掲げるもののほか、財団が特に必要と認める経費

【留意事項】

- 助成対象事業者の社員の人件費、その場で売上が発生する展示会等への出展、過度に高額な旅費・宿泊費については対象となりません。
- 原材料費等は試作に供するものに限りません。(販売するもの等は対象外です)
- この助成事業で取得した機械装置等は、助成事業の目的(試験、試作等)以外(本生産等)に使用することはできません。また、改良、処分、貸付、担保設定等を行うには許可が必要であり、処分等により収入が発生した場合はその一部又は全部を納付していただくことがあります。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りません。
- 連携体や共同研究グループの参加各機関の支出する経費が分かるように事業計画に記載してください。

5 審査項目

審査は次の5つの項目で行います。

- ① **新規性・成長性**
商品に独自性やストーリー性があること。
市場に評価され、成長していく見込みがあること。
- ② **将来の市場創出・雇用創出可能性**
売上拡大、生産拡大を達成することで、市場・雇用創出が見込まれること。
- ③ **事業化プロセスの妥当性**
商品を作りだし、売上につなげるまでの具体的な計画があること。
- ④ **商品開発体制の確実性**
申請事業が確実に実施できる体制を整えていること。
- ⑤ **地域貢献の可能性**
地域経済の活性化が見込まれること。

6 応募方法

次の書類を作成のうえ、大分県産業創造機構宛郵送又は持参してください。

- ① **提出書類**
■助成金交付申請書 ■事業計画書 ■収支予算書
■直近2期分の決算書 ■履歴事項全部証明書 (法人のみ)
※交付申請書、事業計画書、収支予算書様式については産業創造機構ホームページからダウンロードできます。(ホームページ <http://www.columbus.or.jp/>)
- ② **提出期限**
平成23年5月9日(月) 17:00 必着
- ③ **書類送付先・お問い合わせ先**
〒870-0037
大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル内
財団法人大分県産業創造機構 地域産業育成課 石川、渡辺
電話 097-537-2424 FAX 097-534-4320
e-mail watanabe@columbus.or.jp

7 スケジュール

申請書類提出後のスケジュールは次のとおりです。

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------|
| ① | 申請書類提出期限 | 5月9日(月)まで |
| | ↓ | |
| ② | 審査会(申請者からのプレゼン) | 5月中旬以降(別途通知) |
| | ↓ | |
| ③ | 採否決定 | 5月下旬頃
6月10日(金)採択者説明会 |

8 留意事項

- 採択された方については、平成23年6月10日（金）10:30から大分県産業創造機構にて説明会を開催いたします。代表者及び経理等の実務担当者のお越しをお願いします。
- 経理書類、申請書類等の事務作業が相当量ありますので実施体制を事前にご検討ください。
- 応募書類は返却しません。
- 産学官共同研究開発枠、企業連携商品開発枠等、複数の事業者が参画される場合は、参画者の役割分担、経費配分等が分かるよう応募書類に記載してください。また、直近2期分の決算書は、事業参画者全員分が必要です。
- 事業が複数年にわたる場合は、年別にスケジュール、経費配分、収支予算等を応募書類に記載してください。
- 助成事業終了後、決算情報、事業化状況等について毎年（平成30年度まで）報告していただきます。
- 会計検査院の実施する会計実地検査の対象となります。

9 活用可能な地域資源

助成対象事業となる活用可能な地域資源は、次のとおりです。

(1) 法に基づき県が基本構想に定めた資源 ……………別表①～④

中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」により指定されたもの

(2) 県が別に定めた地域資源

中小企業が活用する可能性のある資源を個別指定したもの。

【農林水産物】

あさり、アスパラガス、いちご、瓜、エノハ、ガザミ、樫、牡蠣、かりん
かれい、菊、キャベツ、きゅうり、高菜、桃、車エビ、さといも、サバ、真珠
スイカ、すもも、生乳、チョロギ、びわ、白菜、ハトムギ、ピーマン、緋扇貝
たこ、ひょうたん、ふぐ、ぶどう、プラム、ほおずき、レモン、紫草、ヤマメ
ヤマモモ、ワレモコウ

【鉱工業品】

かちえび、玖珠焼、鋳絵、こんにゃく、佐伯寿司、すりみ、つけ細工、漬物
天然塩、ハム、木工製品、藍胎漆器、ワイン

(3) 中小企業者等からの申請に基づき活用可能性が高いと認めた地域資源

【農林水産物】

いちじく、ぼら、オリーブ、なまこ、鯛、金ごま

【鉱工業品】

凝灰岩

※申請したい地域資源がある場合には、事前にご相談ください。

別表① 農林水産

名称	地域産業資源に係る地域
赤シソ	大分市、豊後大野市
アジ	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市
鮎	佐伯市、豊後大野市、日田市
梅	県内全域
おおば	大分市、由布市
かぼす	県内全域
甘藷	臼杵市、豊後大野市
ぎんなん	県内全域
米	県内全域
しいたけ	県内全域
七島イ	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
杉	県内全域
すっぽん	中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市
そば	豊後高田市、杵築市、宇佐市
大豆	県内全域
竹	県内全域
太刀魚	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
茶	県内全域
どじょう	宇佐市、由布市
トマト	県内全域
鶏	県内全域
梨	中津市、日田市、由布市、九重町、玖珠町
にら	県内全域
海苔	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町
ハーブ	県内全域
ハモ	中津市、杵築市、宇佐市
バラ	県内全域
ひらめ	佐伯市、津久見市
豚	県内全域
ぶり	佐伯市、臼杵市、津久見市
ブルーベリー	九重町、玖珠町
豊後牛	県内全域
まぐろ	津久見市
みかん	県内全域
麦	県内全域
ゆず	県内全域
わさび	日田市

クロメ (カジメ)	大分市
こねぎ	県内全域
白ねぎ	県内全域
いちじく	県内全域
ぼら	県内全域
オリーブ	県内全域
なまこ	県内全域
鯛	県内全域
金ごま	県内全域

別表② 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

名称	地域産業資源に係る地域
梅干し	県内全域
温泉水・温泉泥	県内全域
小鹿田焼	日田市
からあげ (鶏肉のからあげ)	県内全域
ごまだし	佐伯市
地獄蒸し	別府市
焼酎	県内全域
醤油	県内全域
石灰石	津久見市
竹工芸品	県内全域
ちりめん (水産加工品)	別府市、杵築市、日出町、佐伯市
とり天	県内全域
鶏めし	県内全域
日本酒	県内全域
干物	佐伯市
味噌	県内全域
木製家具製品	日田市
木履 (日田げた)	日田市
やせうま	県内全域
佐伯寿司	佐伯市
だんご汁	県内全域

別表③ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

名称	地域産業資源に係る地域
宇佐・国東八幡文化遺産	中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
臼杵石仏	臼杵市
うすき竹宵	臼杵市
岡城址・武家屋敷	竹田市
温泉 (別表のとおり)	(別表④のとおり)

杵築城下町	杵築市
九重“夢”大吊橋	九重町
佐伯城下町	佐伯市
千年あかり	日田市
竹楽	竹田市
二王座	臼杵市
日豊海岸	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
姫島の黒曜石産地	姫島村
豊後高田の町並み（昭和の町）	豊後高田市
豆田の町並み	日田市
三隈川の遊船と鶉飼	日田市
久住高原	竹田市
鯛生金山坑道と鯛生精錬所跡	日田市
旧豊後森機関庫跡と転車台	玖珠町

別表④ 地域産業資源「温泉」に係る名称及び地域

名称	地域産業資源に係る地域
大分温泉	大分市
塚野鉾泉	大分市
廻栖野温泉	大分市
八幡温泉	大分市
亀川温泉	別府市
観海寺温泉	別府市
鉄輪温泉	別府市
柴石温泉	別府市
浜脇温泉	別府市
別府温泉	別府市
堀田温泉	別府市
明礬温泉	別府市
伊福温泉	中津市
折戸温泉	中津市
金色温泉	中津市
鳴良温泉	中津市
深耶馬溪温泉	中津市
西谷温泉	中津市
守実温泉	中津市
天ヶ瀬温泉	日田市
大山温泉	日田市
津江温泉	日田市
杖立温泉	日田市
日田温泉	日田市
前津江鉾泉	日田市
湯の釣温泉	日田市
宇目鉾泉	佐伯市
直川温泉	佐伯市
本匠温泉	佐伯市
六ヶ迫鉾泉	臼杵市
赤川温泉	竹田市

萩温泉	竹田市
七里田温泉	竹田市
白丹温泉	竹田市
竹田温泉	竹田市
長湯温泉	竹田市
法華院温泉	竹田市
牧の元温泉	竹田市
夷谷温泉	豊後高田市
真玉温泉	豊後高田市
杵築温泉	杵築市
山香温泉	杵築市
安心院温泉	宇佐市
麻生温泉	宇佐市
出光温泉	宇佐市
院内温泉	宇佐市
下毛温泉	宇佐市
鳥越温泉	宇佐市
長洲温泉	宇佐市
奥江温泉	由布市
篠原温泉	由布市
庄内温泉	由布市
白水鉦泉	由布市
塚原温泉	由布市
挾間温泉	由布市
湯平温泉	由布市
由布院温泉	由布市
赤根温泉	国東市
拍子水温泉	姫島村
大神温泉	日出町
日出温泉	日出町
真那井温泉	日出町
生竜温泉	九重町
釜の口温泉	九重町
大岳温泉	九重町
壁湯温泉	九重町
川底温泉	九重町
寒ノ地獄温泉	九重町
串野温泉	九重町
筋湯温泉	九重町
長者原温泉	九重町
野矢温泉	九重町
宝泉寺温泉	九重町
湯坪温泉	九重町
竜門温泉	九重町
玖珠温泉	玖珠町